

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

解除予定保安林とする旨の通知の取消し
 道路の区域変更
 建築基準法に規定する数値等の変更
 指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

(治 山 課) 四九五
 (道路維持課) 四九五
 (建築指導課) 四九六
 (同) 四九六

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請
 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
 平成二十三年度採石業務管理者試験合格者

(環境生活政策課) 四九七
 (同) 四九七
 (商工政策課) 四九七

正 誤

建築基準法に基づく道路の位置指定中訂正

(建築指導課) 四九八

告 示

岐阜県告示第五百五十二号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定による解除予定保安林に関する通知を取り消す旨の通知を受けたので、解除予定保安林とする旨の通知(平成二十三年岐阜県告示第六十三号)を取り消す。

平成二十三年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十一月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更	敷地の幅員	延長	備考
県道	打保 神岡線	飛騨市神岡町和佐保字大 鳩トヤ一六四番五地先 地内	前	八.〇 三.八	一.六五	
	停車場			二.八		

第 二 千 二 百 九 十 六 号

平 成 二 十 三 年 十 一 月 八 日

(火 曜 日)

後
三
一六五

岐阜県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十一月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考	
県道 打保 神岡線 停車場		飛驒市神岡町和佐保字大 鳩トヤ一 六四番五地先 から 同 市同 平一 八五番二地先まで	後	五 三 八	ル （ メ ー ト	二 五 二	
			前	二 六 五	ル （ メ ー ト	二 五 二	

岐阜県告示第五百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十一月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考	
県道 打保 神岡線 停車場		飛驒市神岡町殿字保木戸 平一六七七番二地先地内	後	五 三 八	ル （ メ ー ト	二 五 二	
			前	二 六 五	ル （ メ ー ト	二 五 二	

岐阜県告示第五百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三（欄五）の項に規定する数値等を次のように変更したので告示する。

平成二十三年十一月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 変更する区域
土岐市の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域
 - 二 区域の区分及び制限の数値
次のとおりとする。
「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建築部建築指導課及び東濃建築事務所並びに土岐市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
 - 三 適用年月日
平成二十三年十一月八日
- 岐阜県告示第五百五十七号
- 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三五の五第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年十一月八日
岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出のあった指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人日本建築センター
- 二 変更しようとする事項

指定構造計算適合性判定機関の住所
 (変更前) 東京都千代田区外神田六丁目一番八号
 (変更後) 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地
 変更しようとする日
 平成二十三年十一月七日

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フレッシュユマーズ
- 三 代表者の氏名 渡邊 秀子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市下米田町西脇二五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者及び高齢者が地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業、農業体験学習に関する事業、農産物を活用した伝承教育事業及び地産地消を基

本とした加工品の開発事業を行うことによりこの地域の活性化と福祉の向上を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ウエルコミュニティ飛騨
- 三 代表者の氏名 柏木 真司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市片原町二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人々に対して、障害者自立支援法に基づき就労継続支援事業等の職業自立に向けたサポートを行い、障害者が自分たちの能力を発揮できるような就業機会の拡充と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成二十三年度採石業務管理者試験合格者

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により実施した平成二十三年度採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十三年十一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号	受験番号	受験番号
二二	二七	三三
三	七	一九

三五
三八
四八
五三

正 誤

三六
四〇
五一
六一

三七
四一
五一

以上十七名

(原稿誤り)

平成二十三年十月十四日第二千二百八十九号 建築基準法に基づく道路の位置指定

(岐阜県告示第五百二十四号) 四五四頁下段の中濃建築事務所の表中

関市小瀬字小南

九八八番二四

は

関市小瀬字小坂南九八八番二四

の誤り。

平成二十三年十一月八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター